

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話(243)0141
14年4月28日

一人ぼっちの業者婦人をなくそう！ 県婦協第33回総会開催

全県から八五名参加 活動交流で決意語る



四月二十日新潟市内東映ホテルで全県の婦人部が集まり定期総会が開催されました。消費税増税に負けない

で、業者婦人の地位向上を目指し強く大きな婦人部を建設しようとする方針を採択、新年度役員を選出しました。休憩時間には恒例のバザーが大繁盛でした。

女池支部・坂井雅子さんの発言 入会してよかった



十一年前に入会し民商の記帳学習会に参加しました、記帳を覚え、それを力に融資が実現でき、本当に民商に入って良かったと思いました。

女池支部では婦人部が十人くらい集まって昼食をとったり楽しく交流しています、税金を滞納して強硬な取り立てにあつていた部員と一緒に市と交渉、民商の交渉の力は凄いなと思いました。

大星和子さん事務局長退任 今月で民商も退職です



二年間務めた事務局長を退任。4月で新潟民商も退職することになりました。ご苦労様でした。

昼・小針支部・岡村さん渡辺さんの指導でストレッチ！結構効く！

「ふるさと」「365歩のマーチ」の歌にあわせたストレッチ体操を全員でしました。指を折ったり、腕を曲げたり、結構むずかしい。笑いながらの体操、効きました。



亀田支部婦人部活動を 渡部修子さんが報告



毎年支部の婦人部総会を開いて十四回、黒井部長の原稿を渡部さんが代読しました。役員との協力で誕生日プレゼントに五五個の花を準備、つながりを広げている活動を報告しました

青年部記帳学習会開催

四月一八日、民商会館にて青年部主催の記帳学習会を開催しました。青年部の垣根を越えて、親民商からも参加者を迎え、計八名が自主計算について気軽に意見を交わしながら学習しました。

参加者は帳面を付け始めたばかりの白色申告の方がほとんどで、自主計算ノートや日計表を使っているけれど、そのやり方には不安があるということでした。学習会は主に日計表・自主計算ノートの使い方について、説明に対しての質問に答える形で行いました。

日計表を付けようとして、まず困るのが馴染みのない「勘定科目」ということばで、領収書・レシートを用意してもどこの勘定科目に数字を入れていけばいいのかという悩みや、車や機械を購入したときの減価償却の仕方など、多くの質問が出されました。記帳を一から、一人で勉強するとなると、なかなか大変な仕事になります。こういった集まりで雑談も交えながらできれば、楽しく継続することが出来ます。感想では、記帳の学習会をまた開催してほしいという声が多くありました。青年部としてもまた記帳や経営の学習会に取り組んでいきたいと思えます。

市税・国保 「払いたくても払えない」 市役所で実情訴える

四月二一日、新潟民商は新潟市の債権管理課・保険年金課と交渉を行いました。交渉に参加した人数は総勢で二〇名を超えました。今回は、債権管理課が相変わらず非人道的な取り立てをしている件、延滞金が残っている件、保険年金課に納税緩和措置が徹底されていない件が主題です。

「サラ金で借りて払えと言われた」「払いたくても払えないから相談に行っているのに、とにかく差し押さえと言われて家族が苦しんでいる」「滞納金が時効にならないように納入額を各年に分けて入金している」「延滞金まで手がまわらない」などの実情を発言しました。

役員・事務局からは「県・国税は納税の猶予が認められたのに市(国保)が認められないのはなぜか、その説明は?」「払いたくても払えなくて困っているのに延滞金が増えるのはなぜか」などと訴えました。



強権的な窓口対応 今度こそ対応改善を

以前、債権管理課の職員が分納相談で中小業者らに人権侵害ともとれる言動を繰り返していたことに対して抗議を行いました。そして、職員の指導徹底を約束したにもかかわらず、依然として同じようなことが繰り返されています。

同課課長は「行き過ぎた面があれば謝罪する、今後職員に指導徹底をするので安心して相談に来てほしい」と述べ、「延滞料の減免についてもどんどん申請してほしい」と回答しました。今後は、本当に困っている市民が市職員と安心して相談が出来るようになることを願います。

憲法が危ない!

今年の憲法記念日(5月3日)は特別

四月一九日(土)、市内ユニゾンプラザで「憲法闘争・緊急団体代表者会議」が開かれ、今の安倍政権のもとで日本国憲法を守るたたかいをどう発展させるか、話し合われました。

はじめに新潟県憲法会議事務局長の金子修弁護士が次のように情勢報告しました。

「九条を曲げて解釈 自衛権」

日本が他国から武力攻撃を受けたわけでもないのに、「自衛権の発動」として同盟国アメリカと一緒に他国へ戦争しに行く、それが「集団的自衛権」です。しかし、「国権の発動たる戦争」を禁じている憲法九条に真つ向から反することは明白です。九条は国家の自衛権まで否定しているわけではないから、集団的自衛権も合憲だというのはどう見ても「解釈のねじ曲げ」です。

金子氏は、憲法九条のもとで集団的自衛権を容認すれば、戦後築いてきた日本が日本でなくなる、と言います。日本が海外で戦争する国に逆戻りすれば、アメリカやイギリスのように、日本が相手国からテロや武力反撃を受けるようになるからです。

「自民党 解釈改憲 まとまらさず」

しかし、安倍首相がいくら「大企業が活動しやすい国」を目指すと言っても、日本国憲法のもとで六六年間蓄積されてきた日本国民の平和意識の世論は力強い。これまでの自民党の明文改憲の画策、憲法九六条の改憲条件の緩和も国民世論の前に破たんし、今また「解釈改憲」も自民党内からも批判がでて、まとまっていません。もし、「閣議決定」で強行するならば、さらなる国民的反発を招くでしょう。今年の憲法記念日(五月三日)は正に日本国憲法をめぐる安倍政権と日本国民とのたたかいの日になる。「日本国憲法に基づく政治・立憲主義を守れ」の声を大きくアピールしよう、と金子氏は訴えました。

憲法記念日の行動予定

会議では、五・三憲法記念日・統一街頭宣伝行動が提起されました。実施時間は次の通りです。

伊勢丹前 午後一時三〇分～二時一五分

古町十字路 午後二時四五分～三時三〇分